

四日市市告示 1 1 7 号

四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 6 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金交付要綱（平成 2 4 年四日市市告示第 2 7 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱</p> <p>(目的) 第 1 条 この要綱は、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するために市が実施する四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等について、四日市市補助金等交付規則（昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金交付の対象者) 第 2 条 補助金交付の対象者（以下「補助事業者」という。）は、四日市市内で事業を営む中小企業等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) から (3) まで (略) 2 (略)</p> <p>(補助対象) 第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、本市の他の補助金を受けていないものに限る。</p>	<p>四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(目的) 第 1 条 この要綱は、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、市が実施する四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等について、四日市市補助金等交付規則（昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金交付の対象者) 第 2 条 補助金交付の対象者（以下「補助事業者」という。）は、四日市市内で事業を営む中小企業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) から (3) まで (略) 2 (略)</p> <p>(補助対象) 第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、本市の他の補助金を受けていないものに限る。</p>

(1) 補助事業者が自ら市内の事業場で行う次のアからウまでのいずれかに該当する事業であること。ただし、自己の居住の用に資するもの、展示又は販売を目的とするもの及び設置前において使用に供されているものは除く。

ア 及び イ (略)

ウ 次に掲げる設備の導入

(ア) 小型コージェネレーション設備

(イ) LED照明設備

(2) 及び (3) (略)

2 (略)

(補助対象経費)

第4条 (略)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の3分の1以内とし、その上限を300万円とする。ただし、当該年度を含めて過去5年間に四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金又は四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金を受けている場合、300万円からこれまでに受けた補助金の額を減じた額を上限とする。

(1) 補助事業者が自ら市内の事業場で行う次のアからウまでのいずれかに該当する事業であること。ただし、自己の居住の用に資するもの、展示、貸付け又は販売を目的とするもの及び設置前において使用に供されているものは除く。

ア 及び イ (略)

ウ 次に掲げる設備の導入

(ア) 太陽光発電設備

(イ) 風力発電設備

(ウ) 小型コージェネレーション設備

(エ) LED照明設備

(2) 及び (3) (略)

2 (略)

(補助対象経費)

第4条 (略)

2 前条第1項第1号ウ(ア)及びウ

(イ)に係る補助対象経費は、事業場の年間の使用電力量の見込みから当該年度を含めて過去5年間に四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金の補助対象となった設備に係る年間の発電量を減じたものを、当該補助対象事業の年間の発電量の見込みで除したものに、前項に係る経費の合計額を乗じた額とし、その上限は、前項に係る経費の合計額とする。

3 前項に規定する年間の使用電力量の見込みは、省エネルギー計画による削減を見込んだものとする。

4 補助対象経費の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に定めるところによるものとし、その上限を300万円とする。ただし、当該年度を含めて過去5年間に四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金を受けている場合、300万円からこれまでに受けた補助金の額を減じた額を上限とする。

<p>2 及び 3 (略)</p> <p>(募集及び交付申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 補助事業者は、四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。なお、提出については持参によるものとする。</p> <p>(交付の決定)</p> <p>第7条 市長は、申請書が提出されたときは、必要な審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定及び交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に対して、四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(抽選等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(計画の変更・中止)</p> <p>第10条 補助事業者は、対象設備の設置工事の内容を変更又は中止しようとするときは、直ちに四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金計画変更(中止)承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(計画変更・中止の承認通知)</p> <p>第11条 市長は、前条の申請を承認すべきものと認めたときは、四日市市中</p>	<p>(1) <u>第3条第1項第1号ア、イ、ウ(ウ)及び(エ)に係る補助金の額は補助対象経費の3分の1以内とする。</u></p> <p>(2) <u>第3条第1項第1号ウ(ア)及びウ(イ)に係る補助金の額は補助対象経費の6分の1以内とする。</u></p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(募集及び交付申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 補助事業者は、四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金交付申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。なお、提出については持参によるものとする。</p> <p>(交付の決定)</p> <p>第7条 市長は、申請書が提出されたときは、必要な審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定及び交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に対して、四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(抽選等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 <u>市長は前項の抽選に際して、第3条第1項第1号ア、イ、ウ(ウ)及びウ(エ)に対して予算の7割を上限として優先して配分することができる。</u></p> <p>(計画の変更・中止)</p> <p>第10条 補助事業者は、対象設備の設置工事の内容を変更又は中止するときは、あらかじめ四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金計画変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(計画変更・中止の承認通知)</p> <p>第11条 市長は、前条の申請を承認すべきものと認めたときは、四日市市中</p>
---	---

小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金計画変更(中止)承認通知書(第4号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、対象設備の設置を完了したときは、四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金実績報告書(第5号様式)(以下「実績報告書」という。)に必要な書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。なお、当該年度の実績報告書の提出期限は、別に定める。

(補助金交付額の確定)

第13条 市長は、実績報告書が提出されたときは、必要な審査、必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付確定通知書(第6号様式)により補助事業者~~に~~通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定により補助金の交付確定通知を受けた補助事業者は、速やかに四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付請求書が提出されたときは、必要な審査を行い、適当と認められるときは補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(手続代行者)

第15条 補助事業者は四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金委任状(第8号様式)により、次の各号に掲げる手続を第三者に代行させることができる。

(1) 四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱及び四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要領に定め

小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金計画変更承認通知書(第4号様式)により、補助事業者~~に~~通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、対象設備の設置を完了したときは、速やかに四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金実績報告書(第5号様式)(以下「実績報告書」という。)に必要な書類を添付して当該年度の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(額の確定及び通知)

第13条 市長は、実績報告書が提出されたときは、必要な審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して、四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金交付確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定により補助金の交付確定通知を受けた補助事業者は、速やかに四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金交付請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(手続代行者)

第15条 補助事業者は四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金委任状(第8号様式)により、次の各号に掲げる手続を第三者に代行させることができる。

(1) 四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金交付要綱及び四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金交付要領に定め

<p>る様式及び添付書類を市長に届けること。</p> <p>(2) <u>四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱及び四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要領</u>に関する提出書類の内容について、市長に問合せすること。</p> <p>(処分の制限)</p> <p>第18条 補助事業者は、対象設備の耐用年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ<u>四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金</u>に関する財産処分承認届出書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(協力)</p> <p>第22条 市長は、補助事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。この場合において、補助事業者はこの求めに応じなければならない。</p> <p>(1) 使用状況調査報告書の提出</p> <p>(2) <u>四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業</u>に関し、市が協力依頼する事項</p> <p>附 則 (有効期限)</p> <p>2 この要綱は、第16条から第22条までの規定を除き、平成<u>30</u>年3月31日限り効力を失う。</p>	<p>る様式及び添付書類を市長に届けること。</p> <p>(2) <u>四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金交付要綱及び四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金交付要領</u>に関する提出書類の内容について、市長に問合せすること。</p> <p>(処分の制限)</p> <p>第18条 補助事業者は、対象設備の耐用年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ<u>四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金</u>に関する財産処分承認届出書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(協力)</p> <p>第22条 市長は、補助事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。この場合において、補助事業者はこの求めに応じなければならない。</p> <p>(1) 使用状況調査報告書の提出</p> <p>(2) <u>四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業</u>に関し、市が協力依頼する事項</p> <p>附 則 (有効期限)</p> <p>2 この要綱は、第16条から第22条までの規定を除き、平成<u>27</u>年3月31日限り効力を失う。</p>
---	---

第1号様式から第10号様式までを次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

連絡先

（担当 ）

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付申請書

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱第6条第2項に基づき、下記のとおり必要書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、申請にあたり四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱及び四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要領の定めに従い、市税の納付状況の確認等、四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業に必要な企業及び個人情報を利用することに同意します。

1. 企業等の情報

(1) 住所（本社等）：

(2) 名称：

(3) 資本金： 円

(4) 従業員数： 人

(5) 業種：

2. 事業を実施する事業場等の情報

(1) 住所：

(2) 名称：

裏面につづく

3. 事業の内容

(1) 補助対象事業 :

(2) 補助対象事業実施前の状況 :

(3) 補助対象経費 円

(4) 交付申請額 円

(5) 事業着手 (予定) 日 年 月 日

(6) 事業完了 (予定) 日 年 月 日

4. 添付書類

- ①補助対象経費が確認できる見積書又は概算設計書 (2社以上の見積書又は概算設計書を提出すること)
- ②対象設備の能力が確認できる書類
- ③印鑑証明
- ④設置前の状況が分かる写真等
- ⑤収支計画書 (第1号様式添付書類)
- ⑥過去2期の決算書の写し (ただし、事業を営んでから2年未満の中小企業者については、申請時点で添付できる決算書。個人事業主については、確定申告書とする。)
- ⑦登記
 - ア 履歴事項全部証明書
 - イ 全部事項証明書 (建物)
 - ウ 全部事項証明書 (土地)
- ⑧定款の写し
- ⑨企業の経歴等が確認できる書類 (企業パンフレット等)
- ⑩事業の実施場所がわかる地図
- ⑪本市の市税の完納証明書 (直近年度の完納が確認できるもの)
- ⑫株の所有者が確認できる書類 (株式を発行している場合のみ)
- ⑬省エネルギー計画 (要領第1号様式)
- ⑭省エネ診断又は国に提出した中長期計画及びエネルギー使用状況届出書・定期報告書の写し
- ⑮委任状 (第8号様式 ※手続きを委任する場合)
- ⑯その他市長が必要と認めた書類

第1号様式添付書類

収 支 計 画 書

収入

(単位：円)

区 分		予 算 額	予算額の主な内訳
自己資金			
借入金			
補助金	国		
	県		
	市		
その他			
収入合計			

支出

(単位：円)

区 分		予 算 額	予算額の主な内訳
支出合計			

第2号様式（第7条関係）

環境第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金については、下記のとおり決定しましたので、四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱第7条第1項に基づき通知します。

記

1. 交付決定額 円
2. 補助金の交付の条件
 - (1) 四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱を厳守すること。
 - (2) 四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要領を厳守すること。
 - (3) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておくこと。
 - (4) この補助金の交付についての市の立入検査及び監査に応じること。
 - (5) 補助対象事業の完了後、30日以内に実績報告書を提出すること。
 - (6) 補助対象事業の完了月の翌月から1年間における使用状況報告書（第10号様式）を提出すること。
 - (7) 補助対象設備の耐用年数の期間内において、補助対象設備を処分する場合は、処分承認届出書を提出すること。

第3号様式（第10条関係）

平成 年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

連絡先

（担当 ）

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金
計画変更（中止）承認申請書

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり計画変更（中止）の承認を申請します。

1. 計画変更（中止）の内容

2. 補助対象経費 円

3. 交付申請額 円

4. 計画変更（中止）の理由

添付書類

計画変更の場合は、変更内容が確認できる書類

第4号様式（第11条関係）

環境第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金
計画変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで提出のあった計画変更（中止）承認申請については、四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱第11条に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 変更（中止）の内容

2. 交付決定額

円

第5号様式（第12条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金実績報告書

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり事業が完了したので報告します。

記

1. 対象設備の設置完了日 年 月 日

2. 添付資料

- (1) 四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付決定書の写し
- (2) 収支報告書（第5号様式添付書類）
- (3) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (4) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (5) 対象設備の設置状態を示す写真
- (6) 対象設備の保証書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

収 支 報 告 書

収入

(単位：円)

区 分	収 入 額	収入額の主な内訳
自己資金		
借入金		
補助金	国	
	県	
	市	
その他		
収入合計		

支出

(単位：円)

区 分	支 出 額	支出額の主な内訳
支出合計		

第6号様式（第13条関係）

環境第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金については、下記のとおり確定を行いましたので、四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱第13条に基づき通知します。

記

1. 交付確定額

円

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

連絡先

（担当 ）

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付請求書

年 月 日付け環境 第 号 にて補助金交付額の確定通知を受けた四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金について四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱第14条第1項に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金請求額 円

2. 補助金の振込先（申請者と同一名義の口座）

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

第8号様式（第15条関係）

年 月 日

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金
委 任 状

（委任者）

住 所

名 称

代表者氏名

印

連絡先

（担当 ）

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づく手続きについて、下記のものに委任します。

（受任者）

住 所

名 称

代表者氏名

印

担当者所属

担当者氏名

連絡先

第9号様式（第18条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
名 称

代表者氏名
連絡先

印
(担当)

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金に関する
財産処分承認届出書

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱第18条の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1. 処分する設備：

2. 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売却 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 担保 ・ 廃棄 ・ その他

その他の理由

3. 処分の時期

年 月 日から (年 月 日まで)

4. 処分の理由

5. 収益額（処分により収益があった場合は、その額を記載してください。）

6. 添付書類

①収益額が確認できる書類（処分により収益があった場合に限る）

第10号様式（第19条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

連絡先

（担当 ）

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金に関する設備の

使用状況報告書

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱第19条の
規定に基づき、別紙のとおり報告します。

使用状況報告書

1. 期間

(1) 当年度 年 月 ~ 年 月

(2) 前年度 年 月 ~ 年 月

2. エネルギー使用状況

エネルギーの種類		エネルギー 使用量① (当年度)		エネルギー 使用量② (前年度)		エネルギー 削減量 ②-①		換算係数 ③	CO ₂ 削減量 (②-①) × ③	
		数値	単位	数値	単位	数値	単位		数値	単位
燃料 使用 量	石炭		kg		kg		kg	2.33		kg
	ガソリン		ℓ		ℓ		ℓ	2.32		kg
	灯油		ℓ		ℓ		ℓ	2.49		kg
	軽油		ℓ		ℓ		ℓ	2.58		kg
	A重油		ℓ		ℓ		ℓ	2.71		kg
	都市ガス		m ³		m ³		m ³	2.36		kg
	プロパン ガス		m ³		m ³		m ³	3.00		kg
使用電力量			kWh		kWh		kWh	0.513		kg
合 計										kg

※「当年度」とは、補助対象事業の完了月の翌月から1年間を指します。

※「前年度」とは、「当年度」に対する前年の同期間を指します。

ただし、「前年度」が、特別な要因により平均的な使用状況下でない場合は、平均的な使用状況下にある直近の同期間とする。

※換算係数は、表中のとおり申請時点のものを使用する。

※算定の根拠となる月別のエネルギー使用量等が確認できる資料を添付すること。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項については、告示の日から施行する。

(経過措置)

改正前の四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に対する補助については、なお、従前の例による。

(環境部環境保全課)